

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた対応について
(期間延長・区域変更)

令和 3 年 6 月 21 日
日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

6月17日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域については、6月20日をもって北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県が除外され沖縄県のみに変更されるとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が7月11日まで延長されることとなりました。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、6月20日をもって岐阜県及び三重県が除外されるとともに、埼玉県、千葉県及び神奈川県に加え、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が7月11日まで延長されることとなりました。

当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張は TV 会議等を活用する等原則控える

以上